

意見交換の論点について

- 1 禁煙支援について
- 2 未成年者の喫煙対策について
- 3 受動喫煙防止対策について

1 禁煙支援について

【現状と課題】

指標

喫煙率：16.5%（男性 28.1%、女性 8.2%）

（H29 県民健康・栄養実態調査 喫煙率の推移：資料 No.2, p.2）

男女とも横ばい傾向にある。

禁煙意思

たばこをやめたい：31.7% (H29 県民健康・栄養実態調査、n=309)

2020 年 4 月の改正健康増進法の完全施行を控え、喫煙環境は制限されていくため、禁煙希望者（＝禁煙支援を必要とする者）が増加することが想定される。

禁煙外来だけでは受け皿が不足する可能性がある。

また、禁煙意思があるが保険適用にならない者等、禁煙外来受診に至らない者への支援体制の整備も必要。

昨年度の協議会における御意見

今回の健康増進法の改正は、環境整備(年をとってから病気になるのを未然に防ぐため、若年の頃から吸わないという働きかけ等)の一つのきっかけにもなる。

県の取組

禁煙外来の情報の提供

若年女性向け啓発物の配布、掲示依頼

禁煙支援研修の開催

【論点】

禁煙外来以外の禁煙支援の受け皿として、どのような職種との連携した取組が効果的か。

禁煙希望者に対する情報提供の方法として、どのような取組が効果的か。

2 未成年者の喫煙対策について

【現状と課題】

指標

未成年者で喫煙経験がある者の割合(H28 新潟県青少年健全育成実態調査;資料 No.2, p.6)

小学5年生：1.2% (H25：1.2%)

中学2年生：1.0% (" 3.2%)

高校2年生：2.7% (" 4.8%)

喫煙している未成年者本人へどのように啓発するかが課題

昨年度の協議会におけるご意見

未成年者が喫煙する環境がなくなってきた、たばこに触れる機会が少なくなってきたことが現状(未成年者の喫煙経験率の低下)につながってきているのではないかと。

15年前の調査に比べると、現在は、子どものたばこに関するイメージが変わった。また、未成年者がたばこを吸わないようになった。背景には、親の喫煙が見えるか見えなかが大きい。環境整備は重要。

県の取組

禁煙ポスターコンクール

【論点】

未成年者の喫煙防止対策は、教育現場からのアプローチが効果的。

多くの教職員に啓発できる場、方法はどのようなものが考えられるか。

3 受動喫煙防止対策について

【現状と課題】

国の動向

○「望まない受動喫煙」を防止するため、健康増進法の一部を改正する法律が平成30年7月25日に公布。(法律概要は資料3参照)

○改正法の詳細は政省令で定めることとされ、健康増進法施行令、施行規則等についての改正案について、平成30年12月21日～平成31年1月19日の間パブリックコメントを実施。(政令案概要は資料4参照)

昨年度の協議会におけるご意見

○他人のたばこの煙を吸いたくない方は、店頭表示を見ることも一つの手。

○飲食店については、あらかじめ選択肢(喫煙の可否)を示すことも無用のトラブル回避につながる。

○一般消費者向けに喫煙できる店か、できない店かを何かしらの形で意思表示してもらえると助かる。

テナントビル経営者への助成・アプローチがあっても良いと思う。

県の取組

禁煙・分煙宣言施設登録事業、健康づくり支援店「禁煙・分煙対策部門」事業（飲食店向け）の実施

喫煙マナー啓発としてポスターの配布

事業所向け出前講座の実施（各保健所）

- 県庁内については平成 31 年度の早い段階で庁内喫煙所を閉鎖(特定屋外喫煙場所を設置予定、資料 5 参照)
- 平成 30 年 12 月 27 日に改正された新潟県がん対策推進条例において、がんの予防及び早期発見を推進するための施策として「望まない受動喫煙を防止するために必要な施策の推進に関する事」が規定されている。

【論点】

県民・事業者への改正法の内容の周知について、どのような取組が効果的か。

- 屋外での受動喫煙防止対策として、どのような取組が効果的か。
 - ・改正健康増進法は、多数の者が集まる施設を原則屋内禁煙としている一方、屋外の喫煙においては「何人も、特定施設等の喫煙禁止場所以外の場所において喫煙をする際、望まない受動喫煙を生じさせることがないよう周囲の状況に配慮しなければならない。」という罰則なしの配慮義務があるのみ。